



2022年3月10日

各位

本社所在地 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目27番5号
会社名 株式会社 出前館
代表者名 代表取締役社長 藤井 英雄
(コード番号:2484 東京証券取引所 JASDAQ 市場)
問合せ先 財務経理グループ
TEL: 050-5445-5390
URL: <https://corporate.demae-can.com/>

譲渡制限付株式報酬としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、本日、会社法第370条及び当社定款第24条に基づき、譲渡制限付株式報酬として新株式の発行(以下、「本新株発行」という。)を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 譲渡制限付株式報酬を発行する背景

当社グループは、「デリバリーの日常化」を実現すべく、「出前館」の拡大に向けた取り組みを継続的に行ってまいりました。新型コロナウイルスの感染拡大が続く中、フードデリバリーは幅広い世代に利用されるようになりました。一方、競合環境が激化する中、フードデリバリー市場におけるサービスの淘汰も進みつつあります。当社においては、高いユーザー体験を実現すべく、配送品質やプロダクト、カスタマーサービスの向上を常に行っています。最近では、日用品や生鮮食品を即時配達するリテール領域にも分野を広げ、日本のライフインフラとしてサービスをさらに進化させています。

また、新たに策定した当社のコーポレートミッション「テクノロジーで時間価値を高める」に基づき、利用頂いた皆様に対して当社のビジョンである「地域の人々の幸せをつなぐライフインフラ」をテクノロジーの力で実現していきたいと考えています。これからも激しい時代の変化にいち早く対応し、No. 1 デリバリー企業を目指すことで更なる企業価値及び株主価値の向上に努めていきます。

当社は、2021年6月に報酬委員会を発足しました。報酬委員会は構成員の過半数は社外取締役で構成され、独立した見地より、取締役報酬制度に関する審議及び提言を行い、その活動を通じて、当社の経営体制、報酬制度の透明性及び公正の構築と継続に資することを目的としており、発足以来12回議論を重ねてまいりました。議論の内容としては、競合他社とのベンチマーキングや事業戦略の実現のための実質性のあるインセンティブなど、競争力のある報酬水準を検討してまいりました。これらの議論を重ねた結果、短期的な利益水準に捉われることなく、中長期的かつ継続的な企業価値及び株主価値の最大化に向けたインセンティブを付与するため、新たな株式報酬制度を導入することを決定いたしました。

また、当社が掲げるミッション及びビジョンの達成には当社グループ全役職員の活躍、貢献が必要不可欠であることから、今回の株式報酬制度は、限られた対象者のみ与えるものではなく、全ての当社グループ役職員に等しく機会を提供し、貢献度等に応じて配分することといたしました。

導入する株式報酬は、より株主の皆様と利害を共有し株価上昇にインセンティブ

性を働かせることが期待できる譲渡制限付株式報酬となります。譲渡制限付株式には終期の異なる3つの譲渡制限期間を設け、段階的に譲渡制限を解除することで、短期的な株価上昇に終始することなく、長期的な企業価値の向上を見据えた大胆な挑戦を後押しし、既存の優秀な人材のリテンションと今後の人材獲得におけるインセンティブとして機能することを期待しております。さらに、中長期的かつ継続的な株主価値向上に対して強いコミットメントが求められる当社の経営層に割り当てる譲渡制限付株式については、業績連動条件を付すこととしております。

尚、第12回新株予約権又は第13回新株予約権の割当に関する契約を締結している場合には、当該契約に係る新株予約権を放棄する旨をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約(以下、「割当契約」という。)を締結すること等を条件に、譲渡制限付株式報酬を支給することといたします。

当社といたしましては、譲渡制限付株式を交付することにより、株主の皆様と当社グループ役職員の利益を一つにするだけではなく、将来的な企業価値及び株主価値の向上に対する役職員一人ひとりの当事者意識をこれまで以上に高めることが期待できると考えております。

2. 発行の概要

(1)	払込期日	2022年4月19日
(2)	発行する株式の種類及び数	当社普通株式 687,330株
(3)	発行価額	1株につき711円
(4)	発行総額	488,691,630円
(5)	割当予定先	当社の取締役(※1) 1名 105,500株 当社の使用人(※2) 309名 565,140株 当社子会社の取締役(※2) 3名 6,540株 当社子会社の使用人(※2) 46名 10,150株 ※1 社外取締役を除く。 ※2 兼務をする者は上記いずれかに含まれ重複しない。
(6)	その他	本新株発行については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を条件とします。

3. 発行の目的及び理由

当社は、2021年11月29日開催の当社第22期定時株主総会において、当社の取締役(社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。)が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度(以下、「本制度」という。)を導入すること並びに本制度に基づき、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額500,000千円以内として設定すること、対象取締役に対して各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数は500,000株を上限とすること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間を1年以上で当社取締役会が定める期間とすること等につき、ご承認をいただいております。

本日、当社取締役会により、2022年4月19日～2025年8月31日のうち一定期間にかかる譲渡制限付株式報酬として、割当予定先である対象取締役1名及び使用人309名並びに当社子会社である株式会社出前館コミュニケーションズ(以下、「当社子会社」という。)の取締役3名及び使用人46名(以下、総称して「割当対象者」という。)に対し、金銭報酬債権合計488,691,630円を支給し、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法に

よって給付することにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式 687,330 株を割り当てることを決議いたしました。なお、各割当対象者に対する金銭報酬債権の額は、当社における各割当対象者の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定しております。また、当該金銭報酬債権は、各割当対象者が、当社との間で、大要、以下の内容をその内容を含む割当契約を締結すること等を条件として支給いたします。

なお、本制度における譲渡制限付株式のうち、対象取締役に割り当てる譲渡制限付株式については、一定期間継続して当社又は当社子会社において一定の役職を務めることを条件として、当社の一部の使用人に割り当てる譲渡制限付株式については、一定期間継続して当社又は当社関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。)において一定の役職を務めることを条件として、譲渡制限を解除する株式の数が決定される勤務継続条件及び株価目標の達成度に応じて譲渡制限を解除する株式の数が決定される業績連動条件が付された譲渡制限付株式(以下、「譲渡制限付株式Ⅰ」という。)であり、当社の一部の使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人に割り当てる譲渡制限付株式については、一定期間継続して当社又は当社関係会社において一定の役職を務めることを条件として譲渡制限を解除する株式の数が決定される勤務継続条件のみが付された譲渡制限付株式(以下、「譲渡制限付株式Ⅱ」という。)の 2 種類であり、2023 年 9 月 1 日から 1 年ごとに譲渡制限が解除される株式となりますが、譲渡制限を解除する株式の数は割当対象者ごとに譲渡制限付株式割当契約において定めます。

譲渡制限付株式の種類毎の割当対象者及び支給する金銭報酬債権額等は下表の通りです。

譲渡制限付株式の種類	割当対象者	金銭報酬債権額	株式数
譲渡制限付株式Ⅰ	対象取締役及び一部の使用人	292,612,050 円	411,550 株
譲渡制限付株式Ⅱ	当社の使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人	196,079,580 円	275,780 株

4. 割当契約の概要

I. 譲渡制限付株式Ⅰ

① 譲渡制限期間

下記に定める譲渡制限期間において、割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式(以下、割り当てられた譲渡制限付株式Ⅰにおいて、2023 年 8 月 31 日に譲渡制限期間が満了する譲渡制限付株式Ⅰの株式を「本割当株式Ⅰ-A」、2024 年 8 月 31 日に譲渡制限期間が満了する譲渡制限付株式Ⅰの株式を「本割当株式Ⅰ-B」、2025 年 8 月 31 日に譲渡制限期間が満了する譲渡制限付株式Ⅰの株式を「本割当株式Ⅰ-C」という。)につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません(以下、「譲渡制限」という。))。

譲渡制限付株式Ⅰの種類	譲渡制限期間	金銭報酬債権額	株式数
譲渡制限付株式Ⅰ-A	2022 年 4 月 19 日～2023 年 8 月 31 日 (以下、「本譲渡制限期間Ⅰ-A」という。)	49,073,220 円	69,020 株
譲渡制限付株式Ⅰ-B	2022 年 4 月 19 日～2024 年 8 月 31 日 (以下、「本譲渡制限期間Ⅰ-B」という。)	121,769,415 円	171,265 株

譲渡制限付株式 I-C	2022年4月19日～2025年8月31日 (以下、「本譲渡制限期間 I-C」という。)	121,769,415 円	171,265 株
----------------	---	---------------	--------------

② 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式 I の割当対象者が、本譲渡制限期間 I-A、I-B 又は I-C が満了する前に、対象取締役については当社及び当社子会社の取締役及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合、当社の一部の使用人については当社及び当社関係会社の取締役及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式 I-A、I-B 又は I-C を、当該退任又は退職の時点をもって、それぞれ当然に無償で取得するものといたします。

また、本割当株式 I-A、I-B 又は I-C のうち、本譲渡制限期間 I-A、I-B 又は I-C が満了した時点(以下、本譲渡制限期間 I-A が満了した時点を「期間満了時点 I-A」、本譲渡制限期間 I-B が満了した時点を「期間満了時点 I-B」、本譲渡制限期間 I-C が満了した時点を「期間満了時点 I-C」という。)において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点 I-A、I-B 又は I-C のそれぞれの直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものといたします。

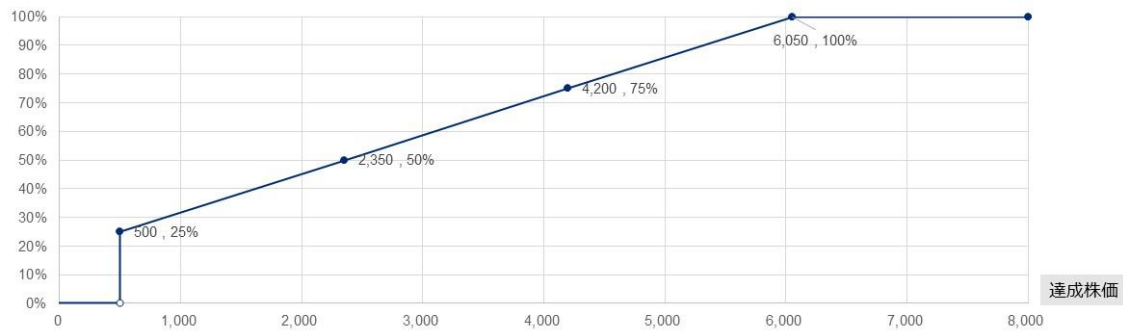
③ 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式 I の割当対象者が、本譲渡制限期間 I-A、I-B 又は I-C 中、継続して、対象取締役については当社又は当社子会社の取締役又は使用人のいずれかの地位にあったこと、当社の一部の使用人については当社又は当社関係会社の取締役又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、当社取締役会において定めた株価目標の達成度に応じた下記の譲渡制限解除率を適用の上、期間満了時点 I-A、I-B 又は I-C をもって、当該時点において譲渡制限付株式 I の割当対象者が保有する本割当株式 I-A、I-B 又は I-C の全部又は一部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、譲渡制限付株式 I の割当対象者が、当社取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間 I-A、I-B 又は I-C が満了する前に、対象取締役については当社及び当社子会社の取締役及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合、当社の一部の使用人については当社及び当社関係会社の取締役及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式 I-A、I-B 又は I-C の数及び譲渡制限を解除する時期を、それぞれ必要に応じて合理的に調整するものといたします。

【譲渡制限解除率】

本譲渡制限期間 I-A、I-B 又は I-C のそれぞれの期間中の最終事業年度開始日から最終事業年度満了日 1ヶ月前の 7月 31 日までの期間において、東京証券取引所における連続した 10 営業日の当社普通株式の各終値を平均化した場合の最も高い値(以下、「達成株価」という。)に応じて下表のとおり譲渡制限解除率が変動するものといたします。なお、当社が、合併、募集株式の発行、株式分割又は株式併合等を行うことにより達成株価の調整をすることが適切な場合は、当社は合理的な範囲で必要と認める調整を行うものといたします。

譲渡制限解除率



※譲渡制限解除率の算出方法：

$$(\text{達成株価} - 500) \div 7,400 + 0.25$$

※ただし、達成株価が 500 円未満のときは譲渡制限解除率は 0%、達成株価が 6,050 円以上のときは譲渡制限解除率は 100%とする。

④ 株式の管理に関する定め

譲渡制限付株式Ⅰの割当対象者は、SMBC 日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式Ⅰ-A、Ⅰ-B 又はⅠ-C について記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式Ⅰ-A、Ⅰ-B 又はⅠ-C を当該口座に保管・維持するものといたします。

⑤ 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間Ⅰ-A、Ⅰ-B 又はⅠ-C 中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、当該承認の日において譲渡制限付株式Ⅰの割当対象者が保有する本割当株式Ⅰ-A、Ⅰ-B 又はⅠ-C のそれぞれ全部につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除することができるものといたします。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点（上記の定めに基づく譲渡制限の解除をしない場合には、当社取締役会が合理的に定める当該組織再編等の効力発生日に先立つ時点）において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式Ⅰ-A、Ⅰ-B 又はⅠ-C を当然に無償で取得することができるものといたします。

Ⅱ. 譲渡制限付株式Ⅱ

① 譲渡制限期間

下記に定める譲渡制限期間において、割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、割り当てられた譲渡制限付株式Ⅱにおいて、2023 年 8 月 31 日に譲渡制限期間が満了する譲渡制限付株式Ⅱの株式を「本割当株式Ⅱ-A」、2024 年 8 月 31 日に譲渡制限期間が満了する譲渡制限付株式Ⅱの株式を「本割当株式Ⅱ-B」、2025 年 8 月 31 日に譲渡制限期間が満了する譲渡制限付株式Ⅱの株式を「本割当株式Ⅱ-C」という。）につき、譲渡制限されます。

譲渡制限付株式	譲渡制限期間	金銭報酬債権額	株式数
---------	--------	---------	-----

Ⅱの種類			
譲渡制限付株式 Ⅱ-A	2022年4月19日～2023年8月31日 (以下、「本譲渡制限期間Ⅱ-A」という。)	28,631,970円	40,270株
譲渡制限付株式 Ⅱ-B	2022年4月19日～2024年8月31日 (以下、「本譲渡制限期間Ⅱ-B」という。)	83,723,805円	117,755株
譲渡制限付株式 Ⅱ-C	2022年4月19日～2025年8月31日 (以下、「本譲渡制限期間Ⅱ-C」という。)	83,723,805円	117,755株

② 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式Ⅱの割当対象者が、本譲渡制限期間Ⅱ-A、Ⅱ-B 又はⅡ-C が満了する前に当社及び当社関係会社の取締役及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式Ⅱ-A、Ⅱ-B 又はⅡ-C を、当該退任又は退職の時点をもって、それぞれ当然に無償で取得するものとしたします。

また、本割当株式Ⅱ-A、Ⅱ-B 又はⅡ-C のうち、本譲渡制限期間Ⅱ-A、Ⅱ-B 又はⅡ-C が満了した時点(以下、本譲渡制限期間Ⅱ-A が満了した時点を「期間満了時点Ⅱ-A」、本譲渡制限期間Ⅱ-B が満了した時点を「期間満了時点Ⅱ-B」、本譲渡制限期間Ⅱ-C が満了した時点を「期間満了時点Ⅱ-C」という。)において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点Ⅱ-A、Ⅱ-B 又はⅡ-C のそれぞれの直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものとしたします。

③ 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式Ⅱの割当対象者が、本譲渡制限期間Ⅱ-A、Ⅱ-B 又はⅡ-C 中、継続して、当社又は当社関係会社の取締役又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、期間満了時点Ⅱ-A、Ⅱ-B 又はⅡ-C をもって、当該時点において譲渡制限付株式Ⅱの割当対象者が保有する本割当株式Ⅱ-A、Ⅱ-B 又はⅡ-C のそれぞれ全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、譲渡制限付株式Ⅱの割当対象者が、当社取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間Ⅱ-A、Ⅱ-B 又はⅡ-C が満了する前に当社及び当社関係会社の取締役及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式Ⅱ-A、Ⅱ-B 又はⅡ-C の数及び譲渡制限を解除する時期を、それぞれ必要に応じて合理的に調整するものとしたします。

④ 株式の管理に関する定め

譲渡制限付株式Ⅱの割当対象者は、SMBC 日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式Ⅱ-A、Ⅱ-B 又はⅡ-C について記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式Ⅱ-A、Ⅱ-B 又はⅡ-C を当該口座に保管・維持するものとしたします。

⑤ 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間Ⅱ-A、Ⅱ-B 又はⅡ-C 中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会)で承認された場合には、当社取締役会決議により、当該承認の日において譲渡制限付株式Ⅱの割当対象者が保有する本割当株式Ⅱ-A、Ⅱ-B 又はⅡ-C のそれぞれ全部につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限

を解除することができるものといたします。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点(上記の定めに基づく譲渡制限の解除をしない場合には、当社取締役会が合理的に定める当該組織再編等の効力発生日に先立つ時点)において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式Ⅱ-A、Ⅱ-B 又はⅡ-C を当然に無償で取得することができるものといたします。

5. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株発行における発行価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日(2022年3月9日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値である711円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上